

健康福祉局

こども育成部

こども青少年	……	213
青少年学習センター	……	220
こども家庭相談	……	222
こども施設	……	223
保 育	……	225
幼 稚 園	……	231
児 童 相 談 所	……	233

こども青少年

1 相模原市次世代育成支援行動計画の進行管理

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはら いきいき親子 応援プラン）」を平成16年度に策定した。また、平成21年度には政令指定都市への移行などを踏まえながら、本市の次世代育成支援対策に関する取組がより一層充実するよう、平成22年度から平成26年度までの5年間の期間とする後期行動計画を策定した。この計画は、本市が進めていく子育て・子育て支援施策の方向性や目標を定めたものであり、計画の推進にあたっては、市民や学識経験者、関係団体の代表者15名で構成する「相模原市子ども・子育て会議」において、実施状況の把握・点検・評価等を行った。

2 子育て広場事業（地域子育て支援拠点事業）

子育て家庭の不安を解消するとともに、地域で支え合う子育て力の向上を図ることを目的に、常設で、いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換をしたり学んだりすることのできる場の開設をした。

利用対象者 0～3歳程度の乳幼児及びその保護者、妊娠中の人など

内 容 ① 交流の場の提供と交流の促進 ③ 地域の子育て関連情報の提供
② 子育てに関する相談・援助 ④ 子育て及び子育て支援に関する講習の実施

名称	場所	開設時間
子育て広場 たんと	伊勢丹相模原店本館6階	月～金、第2・4土曜日 午前10時～午後3時
バンビのぼれぼれ広場	中央区鹿沼台1-7-7 トラストテック相模原ビル4階	月～金 午前10時～午後3時
子育てサロン&交流広場 かみみぞ ひだまり	上溝商店街内 (中央区上溝5-1-11)	月～金 午前10時～午後4時
子育て広場 緑のおうち	緑区橋本台1-22-18	月～金 午前10時～午後3時

3 子育てサポーター事業

地域の支えあいと市民とのパートナーシップにより地域の子育てを支援するボランティアを育成する。市が実施する講習会を受講したうえで登録し、ふれあい親子サロンなどの親子が集う場で支援を行う。平成25年度は、42名が登録し、平成26年3月末現在の登録者数は209名となった。

4 ファミリーサポートセンター事業

安心とゆとりをもって子育てができるように、子どもをもつ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援するために、「相模原市ファミリーサポートセンター」を運営した。

- ・運営方法 相模原市社会福祉協議会に委託
- ・平成25年度会員数 1,355人(利用会員 769人 援助会員 559人 両方会員 27人)
- ・平成25年度相互援助活動件数 8,177件

5 子育て短期支援事業

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、乳児院や母子生活支援施設において当該児童の養育・保護を行う。

平成 25 年度利用実績 乳児院 延 15 人 母子生活支援施設 延 93 人

6 地域子育て支援事業委託

広く子育て支援に携わる方々の把握に努め、情報提供を行うとともに、相互の交流や連携の機会を増やしていくこと等を目的に、子育て支援者ネットワークの構築等の事業を、みらい子育てネットさがみはら連絡協議会（旧市母親クラブ連絡協議会）に委託した。

ネットワーク登録者 団体登録 41 団体、個人登録 10 人（平成 26 年 3 月末現在）

7 児童虐待防止事業

要保護児童（「虐待を受けた児童等」及び「非行児童」）の早期発見、早期対応を図るための「市要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに、児童虐待防止推進月間事業を実施した。

（1）要保護児童対策地域協議会

構成員は、相模原市のほか、民生委員・児童委員、児童養護施設、私立保育園・幼稚園、医師、歯科医師、病院、小・中学校、弁護士、警察、人権擁護委員、法務局等。

ア 代表者会議 平成 25 年度開催回数 2 回

イ 「虐待を受けた児童等」に関する会議（※「非行児童」については教育委員会所管）

（ア）実務者会議（事務局は各こども家庭相談課） 平成 25 年度開催回数 6 回

（イ）ケース会議（事務局は各こども家庭相談課及び児童相談所） 平成 25 年度開催回数 370 回

（2）児童虐待防止推進月間事業

「児童虐待防止推進月間（11 月）」に啓発活動や研修会を開催した。

ア オレンジリボンキャンペーン

児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを活用した街頭啓発などを実施した。

イ 子育て支援講座

子どもに関わる業務に従事する職員等を対象に、児童虐待防止のための研修会を実施した。

- ・テーマ 「出番です！子育て家庭を応援する地域のチカラ」
- ・講師 奥山 千鶴子 氏（特定非営利活動法人 びーのびーの理事長）
- ・参加人数 81 人

8 社会的養護体制の充実

保護者がいない子どもなど、家庭での養育に欠ける子どものために、家庭に代わっての養育や専門的な支援を行う社会的養護の体制について、乳児院や児童養護施設等における施設養護と里親の家庭等における家庭養護に対し支援を行い、その充実を図る。

- ・施設養護への支援 児童養護施設等運営費補助金、児童養護施設等建設費借入償還金補助金
- ・家庭養護への支援 里親制度推進事業、家庭養育支援事業

9 児童への手当

（1）子ども手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを養育している人に手当を支給する。（平成 24 年 4 月 1 日に児童手当へ移行）

ア 支給額

(平成22年4月～) 子ども1人につき、月額 13,000円

(平成23年10月～)

年 齢	月 額 (児童1人あたり)
3歳未満	15,000円
3歳から小学生	10,000円
	(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

イ 支給状況

(各年度3月末日現在)

年 度	H22	H23	H24
受給資格者(人)	58,660	57,511	-
金 額(千円)	11,889,644	13,568,669	2,172,036

※平成24年4月1日に児童手当へ移行。平成24年度は平成24年2、3月分を6月に支給したため金額のみ掲載。

(2) 児童手当・特例給付

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前の児童を養育している人に児童手当を支給する。

ア 支給額

年 齢	月 額 (児童1人あたり)
3歳未満	15,000円
3歳から小学生	10,000円
	(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人あたり月額一律5,000円を支給する。

イ 支給状況

(各年度3月末日現在)

年 度	H24	H25
受給資格者(人)	57,343	56,795
金 額(千円)	9,763,110	11,581,890

※平成24年4月1日に子ども手当より移行。平成24年度は10ヵ月分を支給した。

10 母子・父子家庭等への手当

(1) 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などにより父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進を図る。

支給額(平成26年3月時点)

・全部支給 月額 41,140円 ・一部支給 月額 9,710～41,130円

※児童2人の場合は、5,000円加算。3人目から児童1人増えるごとに3,000円加算

受給資格者数

(各年度3月末日現在)

年 度	H23	H24	H25
受給資格者数(人)	6,205	6,272	6,300

(2) 母子・父子家庭等福祉手当

18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭等に対し福祉手当を支給し、母子・父子家庭等の福祉増進を図る。

支給額 1世帯月額3,000円 支給月 年2回(8月と2月)

対象者 ア 市内に住所を有し、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を養育している母子・父子家庭及び父母のいない家庭。

イ 児童を養育している者の所得が市民税均等割課税以下であること。

平成25年度実績 ・延べ世帯数 54,888世帯 ・支給額 164,664千円

(3) 母子・父子家庭等高校進学・就職支度金支給

母子家庭等の中学校卒業者に高校進学・就職支度金を1人2万円支給。

支給状況

年 度	H23	H24	H25
支給児童数(人)	764	775	761
金 額(千円)	15,280	15,500	15,220

1.1 母子家庭等への生活支援、就業・自立支援

(1) ひとり親家庭等生活支援

ひとり親家庭等の親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、ひとり親家庭及び寡婦への生活支援事業を実施した。

ア 対 象 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

イ 実施内容 育児、健康づくり等の生活支援講習会及び情報交換会の開催。
状況に応じ、託児サービスを実施。

(2) 適職発見セミナーの開催

母子家庭の母等の就業・起業、キャリアアップを図るため、就業準備や転職に関するセミナーを行った。

事業内容 適職発見セミナーの開催(6回)

(3) 自立支援教育訓練給付金

ア 内 容 母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練修了後、給付金を支給した。

平成25年4月より父子家庭の父も対象となった。

イ 支 給 額 対象講座の受講料の20%相当額(上限10万円、下限4千円)

ウ 給付件数 平成25年度 5件 主な給付内容 ホームヘルパー2級

(4) 高等技能訓練促進費

ア 内 容 母子家庭の母の就職に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関での受講期間(2年以上)のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

平成25年4月より父子家庭の父も対象となった。

イ 支給期間 修業期間の最後の1/2に相当する期間(18か月を上限とする)で申請のあった日の属する月以降の各月において支給する。

なお、平成21年6月以降、養成機関に入学した者については、全修業期間で申請のあった日の属する月以降の各月において支給する。ただし、平成24年4月1日～平成25年3月31日までに修業を開始した者については上限を3年とし、平成25年4月1日以降に修業を開始したものについては上限を2年とする。

- ウ 対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等
- エ 支給額 ・平成21年6月5日～平成24年3月31日までに修業を開始した者
非課税世帯 月額141,000円、課税世帯 月額70,500円
・平成24年4月1日以降に修業を開始した者
非課税世帯 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円
- オ 給付件数 34件

(5) ひとり親家庭在宅就業支援事業

- ア 内容 ひとり親が在宅就業を行うための、「業務の開拓」、「参加者の能力開発」、「業務処理の円滑な遂行を確保する仕組みの構築」を一体的に実施している。
- イ 参加者 <第1期> 市内在住のひとり親家庭の父又は母 計60名
<第2期> 市内在住のひとり親家庭の父又は母 計80名
<第3期> 市内在住のひとり親家庭の父又は母 計80名
- ウ 実施期間 <第1期>平成23年12月9日から平成25年3月31日
<第2期>平成24年11月30日から平成26年3月31日
<第3期>平成25年11月29日から平成27年3月31日

12 母子等の福祉貸付制度

(1) 母子・寡婦福祉資金貸付

母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付制度が利用されている。

資金貸付状況(平成25年度)

資金名	母子福祉資金		寡婦福祉資金		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
事業開始	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0
修学	136	71,935,200	5	3,228,000	141	75,163,200
技能習得	9	6,216,000	0	0	9	6,216,000
修業	5	2,754,000	0	0	5	2,754,000
就職支度	0	0	0	0	0	0
医療介護	1	340,000	0	0	1	340,000
生活	9	4,974,000	0	0	9	4,974,000
住宅	0	0	0	0	0	0
転宅	7	1,421,450	0	0	7	1,421,450
就学支度	76	33,846,900	1	580,000	77	34,426,900
結婚	0	0	0	0	0	0
合 計	243	121,487,550	6	3,808,000	249	125,295,550

(2) 母子福祉資金等利子補給制度

本制度は、前記の「母子・寡婦福祉資金貸付」の利子(1.5%)を補給し、母子家庭等の生活の安定、向上を図るため、昭和44年4月1日から市単独事業として実施している。

年度別利子補給状況

区分 年度	母 子		寡 婦		合 計	
	件数	補給額(円)	件数	補給額(円)	件数	補給額(円)
H23	25	80,714	0	0	25	80,714
H24	21	72,007	0	0	21	72,007
H25	20	82,612	0	0	20	82,612

13 母子家庭等への相談業務

(1) 相談体制

ア 相談員

こども家庭相談員 14名

(中央こども家庭相談課5名、南こども家庭相談課5名、緑こども家庭相談課4名)

イ 相談日

- ・中央こども家庭相談課（ウェルネスさがみはら内） 月～金(午前9時～午後5時)
- ・南こども家庭相談課（南保健福祉センター内） 月～金(午前9時～午後5時)
- ・緑こども家庭相談課（緑区合同庁舎内） 月～金(午前9時～午後5時)
- ・津久井保健福祉課（津久井保健センター内） 火(午前10時～正午、午後1時～午後4時)

(2) 母子（父子）福祉相談

母子（父子）家庭に対する相談、指導、助言等を行い、自立の助長を図った。

平成25年度相談件数 3,694件

- ・生活一般 767件
- ・生活援護 2,744件
- ・児童 160件
- ・その他 23件

(3) 女性相談

要保護女子について、保護更生を図るため、必要な相談、指導等を行うとともに、幅広く女性の悩みごとのよき相談相手として、助言や指導にあたった。

平成25年度相談件数 2,165件

14 青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議するとともに、その実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的に設置している。平成25年度の開催は2回（平成25年5月、平成26年2月）。委員数は20人で、任期は2年である。

15 社会環境健全化活動

青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進するため、次の活動を行った。

(1) 社会環境実態調査の実施

青少年の健全な育成に対して大きな影響を与えている各種営業店舗について、青少年指導員など地域住民と連携し、神奈川県青少年保護育成条例（以下「県条例」）の遵守及び自主規制の状況を調査した。

平成25年度は、カラオケボックス（29店舗）、インターネットカフェ・まんが喫茶（8店舗）、映像ソフト・ゲームソフト等取扱い複合店（29店舗）について調査を行った。（平成25年7月～9月に実施）

(2) 社会環境健全化啓発ポスターの作成・配布

青少年の深夜外出の制限、啓発ポスターを作成し、市内小中学校、高等学校、市内公共施設等に配布・掲示した。

16 青少年健全育成啓発活動

青少年健全育成啓発作品コンクール、「家庭の日」啓発作品コンテストの実施

地域や家族などをテーマにした絵画・標語及び「家庭の日」の写真・家族へのメッセージを募集し、入選作品を表彰するとともに、11月の子ども・若者育成支援強調月間において入選作品展、ポスターの作成・配布等により広く啓発を行った。

(1) 表彰式

実施日：平成25年10月27日(日)

場 所：ウェルネスさがみはら7階 視聴覚室

(2) 入選作品展

市内公共施設を巡回する形で、入選作品展を行った。

期 間：平成25年11月中

場 所：市役所本庁舎、南区合同庁舎、シティ・プラザはしもと

平成25年度から市生活安全課、警察署の啓発作品と展示を合同で実施した。

17 青少年健全育成組織

公民館区内の青少年関係団体が地域ぐるみで青少年健全育成活動を効果的に行うために相互に連絡協調し、青少年健全育成に関する調査研究をし、広報紙の発行、講演会の開催、パトロール、地域・子どもふれあい事業など啓発活動や諸事業を展開している。

また、各地区協議会の連携を図るため、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会が組織されている。

18 青少年指導員

相模原市青少年指導員に関する規則に基づき、非常勤特別職として委嘱している。併せて、神奈川県青少年指導員としても知事より委嘱を受ける。定数は248名、任期は2年で、地域社会における青少年活動を推進するために、青少年団体の指導育成、青少年の文化・レクリエーション活動の推進、青少年の地域社会における生活環境の向上を図るなどの活動を行っている。

19 はたちのつどい

成人の日を記念して、新成人を祝い励ますとともに、大人になったことを自覚し、郷土「相模原」への関心を深めるために開催する。平成26年1月13日(月・成人の日)に区ごとに開催し、新成人7,285人のうち、5,680人(78.0%)が出席した。

20 冒険遊び場事業(協働事業提案制度事業)

「自分の責任で自由に遊ぶ」を合言葉に、四季折々の自然の中で子ども自身が自由に遊びを創造できる「冒険遊び場(プレイパーク)」を常設し、生活体験を豊かにすることにより、子どもが本来持っている「生きる力」を引き出し、健全な育成を図ることを目的として、市と運営団体の協働により事業を実施した。平成25年度は74日開催し、延べ参加人数は5,174人であった。

運 営 団 体 相模原に冒険遊び場をつくる会

場 所 キャンプ淵野辺留保地 Yゾーン(中央区弥栄3丁目)

実 施 日 時 原則毎週水曜日、日曜日(午前10時から午後5時まで)

21 子ども若者育成支援推進事業

不登校やひきこもり、若年無業者など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の社会参加や自立を支援するため、「市子ども・若者支援協議会」を設置し、研修会の開催やリーフレットによる啓発を行った。

(1) 子ども・若者支援協議会

構成員は、相模原市のほか、小・中学校、高校、特別支援学校、相模原・町田大学地域コンソーシアム、松が丘園、青少年指導員、民生委員・児童委員、県警少年相談・保護センター、神奈川医療少年院、保護司、

さがみはら若者サポートステーション、就職支援センター、商工会議所、公共職業安定所、さがみはらパーソナル・サポート・センター

ア 代表者会議 平成25年度開催回数 1回 (平成25年8月)

イ 実務者会議 平成25年度開催回数 2回 (平成25年6月、平成26年3月)

(2) 子ども・若者支援協議会シンポジウム

- ・テーマ 「なぜ今、居場所が必要なのか?～若者が参画する社会に向けて～」
- ・講師 田中 治彦 氏 (上智大学 総合人間科学部教育学科 教授)
- ・参加人数 80人

(3) リーフレット「子ども・若者の相談・支援機関のご案内」

市内公共施設及び小・中学校や高校、大学、各相談機関窓口等に配布した。

- ・配布部数 2,200部

青少年学習センター

1 概要

青少年に交流と活動の場を提供すると共に、青少年団体の研修、交流、青少年団体指導者の養成及び青少年の出会いとコミュニケーションを目的とした各種の自主事業を実施し、青少年の健全な育成を図るための施設である。又、通年開館をしており、青少年活動に支障がない場合は、一般の方々も利用できる。

- ・開所 平成11年4月20日 ・敷地面積 4,505.86㎡ ・延床面積 1,690.01㎡
- ・建物 鉄筋コンクリート3階建(JR横浜線矢部駅下車徒歩3分)
- ・施設内容 1階 事務室、ロビー、談話コーナー、ホール(250人)
2階 大会議室(54人)、音楽室(30人)、和室(30人)、青少年団体室(24人)
3階 中会議室(36人)、講習室(30人)、小会議室1(18人)、小会議室2(14人)
- ・利用できる団体
ア 青少年団体(構成員の2/3以上が市内在住、在学、在勤の青少年で、自主的に活動する概ね10人以上の団体) ※ 青少年…小学校就学年齢に達した児童から満30歳までの者
イ 一般団体 (ア以外で市長が適当と認めた団体)

2 施設利用状況

開館日数	利用日数	利用件数	利用者数	居住地別(人)	
				市内	市外
347日	347日	6,127件	82,166人	65,272人	16,894人

対象別 (単位:人)

小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労青年	指導者	その他
9,289	4,133	10,616	10,611	10,022	4,365	33,130

団体別の状況 (単位:件)

青少年団体	青少年関係団体	社会教育関係団体	一般団体	市関係機関	官公庁	主催事業	その他
3,653	17	0	1,936	101	4	416	0

3 平成25年度事業実績

(1) 学級・講座

事業名	内容・期日	参加人数
小学生講座『プチロボで競走しよう』 相模原大会（県青少年センターとの共催）	プチロボの製作、競技会 6月23日	24
小学生講座『子どもサイエンスフェスティバル』（県青少年センターとの共催）	科学の実験や工作等 1月18日	575
中・高校生講座『ボランティアチャレンジスクール』（相模ボラディアとの共催）	福祉、図書、保育、まちづくりボランティアほか 7月7日～8月23日	53
小中学生講座『コーラスワークショップ』	合唱の入門講座 7月13日～14日	20

(2) 講習会・研修会

事業名	内容・期日	参加人数
ジュニア・リーダー養成研修会	子ども会の5・6年生を対象として実施。 5月1日～3月31日	671 (修了者557)
鼓笛ジュニア・リーダー養成講習会	基礎知識、パート演奏技術の習得、夏季合宿を行った。 5月19日～3月31日	32
リーダー研修	リーダーとしての必要な知識・技術を学び、地域活動をリードする指導力を身につけた 7月21日～8月11日	101
子ども会育成者研修会	子ども会活動、安全会などの説明 3月8日	392

(3) 大会・つどい・その他の事業

事業名	内容・期日	参加人数等
市民桜まつりチビッ子広場	子どもたちが遊びながら手作りの楽しさや参加する喜びを体験する機会とした。 4月6・7日	7,300人
子ども会交歓スポーツレクリエーションフェスティバル	風船ダーツ、ジャンボ迷路などの軽スポーツ、レクリエーションを体験する機会とした。 5月18日	3,500人
銀河連邦子ども留学交流	銀河連邦共和国の代表がタイキ共和国に一堂に会し、体験交流を通して友情の輪を広げた。 8月3日～5日	児童66人 スタッフ21人
yフェスティバル	青少年団体の交流と発表の場とした。 9月15日	87人
学習の広場	学習の広場として青少年団体室を昼間開放 8月20日～31日、1月4日～7日	32人
親子ふれあいの広場	親と子どもが共に楽しめるレクリエーションやゲーム（ステージ、消防フェア、交通安全コーナー、創作コーナー、模擬店等） 11月10日	37,000人
第33回ドリル大会	市内鼓笛バンド13隊がドリル演奏を発表した。 11月17日	13隊
子ども会新聞コンクール	日ごろの子ども会広報活動の成果と表彰式 子ども会新聞出品29点、かべ新聞出品74点 11月5日～1月19日	子ども会新聞203人 かべ新聞547人
第46回鼓笛まつり	鼓笛ジュニア・リーダー養成講習会の修了証授与及び市内鼓笛バンドの日頃の成果を発表した。 3月9日	13隊
第47回少年少女合唱団定期演奏会	少年少女合唱団が日頃の練習の成果を発表する機会とした。 3月23日	250人
あそびの学校	あそびを通して、子ども同士のつながりを深めた。 原則第4日曜日（6回）	197人
センター通信の発行	青少年学習センターの事業等を紹介した。 毎月発行。	12回

4 青少年関係団体

団体名	内容
相模原市子ども会育成連絡協議会	子ども会及び育成会の連絡協議組織。23 地区 187 単位 13,738 人
相模原市少年鼓笛バンド連盟	市内の少年鼓笛隊で組織。13 隊 199 人
相模原市少年少女合唱団育成会	少年少女合唱団の保護者で組織。団員 31 人(小1~高校生)
相模原スカウト連絡協議会	市内のボーイスカウト・ガールスカウトで組織。ボーイ 8 団、ガール 2 団 計 710 人

こども家庭相談

1 保育所の入所相談等

子育て家庭からの保育所の入所相談や申請の受付を行うほか、児童手当、児童扶養手当などの申請の受付を行っている。

平成 25 年度 保育所入所申請受付件数 6,872 件（緑 2,724 件、中央 2,027 件、南 2,121 件）

2 子どもとその家庭についての総合相談

(1) 児童家庭相談

子育て家庭における育児やしつけなどの子どもとその家庭についての相談を受け付け、電話や来所面接により、必要な助言を行うとともに、内容に応じて専門的な相談機関を案内するなどの対応を行っている。

平成 25 年度相談件数 961 件（電話相談 713 件、面接相談 248 件）

(2) 児童虐待の相談、通告の受付

児童虐待の相談や通告を受け付け、継続的な支援が必要なケースに対し、関係機関と連携し、支援を行っている。平成 25 年度 児童虐待把握人数 629 人

(3) 育児支援家庭訪問事業の実施

子どもの養育について支援が必要でありながら自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、その家庭が安心して子どもを養育できるようにすることを目的に、専門的な育児指導や育児・家事援助を実施している。

訪問世帯数および延べ訪問回数（平成 25 年度）

・育児指導 26 世帯 延べ 245 回 ・育児、家事援助 2 世帯 延べ 21 回

3 療育相談

(1) 療育相談事業

療育相談を行うとともに、心理検査や運動・言語能力などの検査により児童の総合的な発達の評価を行い、今後の療育の方針を決定して必要なサービスにつなげる。又、関係機関との調整等を行っている。

平成 25 年度 新規相談件数 462 件

(2) 児童発達支援事業

発達の遅れや障害のある児童とその保護者に対して、グループ活動を通して必要な支援を行っている。

(3) 機能訓練事業

理学療法・作業療法・言語聴覚療法等個別的な評価に基づいた個別支援やグループ支援、摂食指導及び福祉機器相談などを行っている。

(4) 訪問療育支援事業

市内保育園・幼稚園・学校・家庭等を訪問し、児童の地域生活での自立に向けた支援を行っている。

こども施設

1 相模原市児童厚生施設計画

平成13年度に策定した「相模原市児童厚生施設整備計画」に基づいて、小学校区への児童クラブの整備や公民館区に1館のこどもセンターの整備を進めてきた。また、平成15年度に策定した「相模原市児童厚生施設管理運営指針」に基づいて、管理運営方法や指導員の勤務条件の見直し等を行ってきた。

こうした中、平成21年4月の陽光台こどもセンターの開館により、当該整備計画に基づくこどもセンターの整備が終了したことや、現在、国が推進している「放課後子どもプラン」に基づく放課後子ども教室等の新たな施策展開、津久井地域との合併等、児童厚生施設を取り巻く環境が大きく変化した。

こうしたことから児童厚生施設のそれぞれの機能や役割を整理し、より魅力ある児童厚生施設とするために、また、平成22年12月に、放課後子どもプラン検討委員会から提出された「放課後子ども教室モデル事業の検証結果及び児童厚生施設に関する提言書」を受けて、平成23年10月に新たに中長期的な計画として「さがみはら児童厚生施設計画」を策定した。

2 児童厚生施設

児童厚生施設とは、健全な遊びを通して、児童の健康を増進し、情操を豊かにするなど、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する児童福祉法に定められた施設のことである。

(1) こどもセンター

児童館としての機能、地域における健全育成活動をより一層高める機能、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）としての機能を基本的機能として設置する。

設置状況 24館(H26.4.1現在)

年度	施設名	年度	施設名	年度	施設名	年度	施設名
H5	二本松・相模台・星が丘	H10	上鶴間	H15	新磯	H20	横山
H6	橋本・並木・大野北	H11	—	H16	相武台	H21	陽光台
H7	上溝南・向陽	H12	麻溝	H17	—		
H8	鶴園中和田・大沼	H13	田名	H18	大野南・城山		
H9	清新・鹿島台・大島	H14	富士見	H19	大野台		

(2) 児童館

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、青少年の健全育成を図ることを目的とする。 設置状況 22館(H26.4.1現在)

3 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

放課後、帰宅しても保護者が就労等のために家庭にいない原則小学校低学年(1～3年生)の児童に対し、遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

児童クラブ設置状況 (H26.5.1現在)

種別	クラブ数(箇所)	受入人数(人)
こどもセンター併設児童クラブ	24	1,773
独立施設型児童クラブ	27	1,721
余裕教室型児童クラブ	15	711
小計(公設)	66	4,205
民間児童クラブ	21	580
合計	87	4,785

4 こどもセンター子育て広場事業

こどもセンターを活用し、乳幼児(0～3歳)をもつ親が気軽に集える場を設置し、地域における子育て支援を行う。運営は、地域の子育て経験者などで組織する実行委員会、またはこどもセンター運営委員会に委託する。平成25年度は、下記センターで実施した。

平成25年度実施場所			
鶴園中和田こどもセンター	大野台こどもセンター	相武台こどもセンター	上鶴間こどもセンター
富士見こどもセンター	橋本こどもセンター	並木こどもセンター	鹿島台こどもセンター
大野南こどもセンター	向陽こどもセンター	横山こどもセンター	
清新こどもセンター	大沼こどもセンター	大野北こどもセンター	

5 子どもの広場への補助事業

自治会等が主体となって設置する子どもの広場に対し、整備に要する経費の一部を補助する。
(補助率 1/2 限度額 30万円) ※子どもの広場設置状況 広場数 93 箇所(H26.4.1 現在)

6 児童遊園の設置

児童に健全な遊びを通して、その健康を増進し、健やかに成長することを目的とする。
設置状況 38 箇所(H26.4.1 現在) 設置遊具 ブランコ、すべり台、鉄棒等

7 放課後子どもプランの推進

放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業(児童クラブ)」との連携により実施する、総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」を推進する。

(1) 放課後子ども教室事業(教室実施型)の運営(さがみっ子クラブ)

学校施設を放課後の子どもたちの安全で安心な居場所とし、子ども達が自主的にのびのびと遊べる場所として活用する。

設置校 根小屋小、青葉小、中央小、谷口台小

(2) 放課後子ども教室事業(事業実施型)の運営

こどもセンター及び児童館において、放課後子ども教室事業を実施する。平成25年度は下記こどもセンター及び児童館で実施した。

平成25年度実施場所			
こばと児童館	相武台第3児童館	城山こどもセンター	大野北こどもセンター
下九沢児童館	宮上児童館	上溝南こどもセンター	鶴園中和田こどもセンター
嶽之内児童館	東林間児童館	橋本こどもセンター	大沼こどもセンター

保 育

1 保育所

(1) 保育の概要

本市には、現在公立 25 園、民間 64 園、計 89 園の保育所があり、定員は合計 9,588 人となっている。近年、女性の社会進出や、就労形態の変化に伴い保育に対する需要も多様化しており、これらに対応できる保育内容の充実を図る必要がある。このため、保育所の効率的な運営とともに延長保育、障害児保育及び一時保育等の推進を行っている。なお、平成 26 年 4 月 1 日現在における入所児童数(管外委託を除き、管外受託を含む)は 9,715 人で保育所の定員に対する充足率については、101.3%となっている。

公立保育所一覧(管外受託を含む。)

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

保育所名	所在地	定員	児童数	職員数
麻 溝 台	南区麻溝台 6-25-35	150	150	21
田 名	中央区田名 6229-2	160	168	25
相 模 原	中央区相模原 8-7-5	160	170	25
東 林	南区相南 1-13-17	180	186	28
大 沼	南区東大沼 3-18-20	150	158	21
南 上 溝	中央区上溝 1961-1	150	152	23
陽 光 台	中央区陽光台 3-19-1	120	127	18
谷 口	南区上鶴間本町 4-47-10	120	135	20
大 沢	緑区上九沢 383-3	120	120	18
上 矢 部	中央区矢部新町 3-1	120	122	19
相 原	緑区相原 4-21-6	120	128	20
麻 溝	南区当麻 1357-1	120	128	20

新 磯	南区磯部 1176-13	120	118	19
相 武 台	南区新磯野 2-39-11	120	120	20
城 山 中 央	緑区久保沢 1-5-47	90	100	14
城 山 西 部	緑区谷ヶ原 1-18-1	60	58	9
串 川	緑区青山 975	60	44	7
青 野 原	緑区青野原 1975-2	30	26	4
津久井中央	緑区三ヶ木 932	60	57	10
串川東部	緑区根小屋 1579-1	60	42	7
中 野	緑区太井 152-1	120	111	18
与 瀬	緑区与瀬 886-7	60	40	6
内 郷	緑区寸沢嵐 823	30	24	5
千 木 良	緑区千木良 983-1	60	35	6
日 連	緑区日連 1063-1	60	65	8
公立合計		2,600	2,584	391

民間保育所一覧(管外受託を含む。*印は、分園を含む。)

(平成26年4月1日現在)

保育所名	所在地	定員	児童数	職員数
すすきの	中央区すすきの町2-6	210	201	26
*淵野辺	中央区淵野辺1-16-5	295	321	65
相模	中央区矢部2-7-26	250	154	23
*星ヶ丘二葉	中央区星が丘1-16-15	140	144	25
*立正	南区南台5-10-26	170	169	27
高見	緑区東橋本3-16-9	114	117	21
相武台新日本	南区相武台団地1-4-3	150	131	23
*すこやか	中央区横山4-12-14	230	273	41
せんだん	南区新戸2078-2	60	73	14
*ふじ乳児	中央区星が丘1-4-8	90	74	23
上溝	中央区光が丘3-2-1	150	121	24
むくどり	緑区下九沢454	120	120	22
*新磯野	南区新磯野3-22-15	150	145	28
大野台	南区大野台4-3-20	90	109	19
清水	中央区田名2166-2	105	119	15
友愛	中央区水郷田名2-14-68	90	110	20
ひよこ	中央区上溝7-5-3	120	127	27
ふじ第二	中央区上溝350	160	179	25
和泉	中央区青葉2-5-30	120	92	19
横山台	中央区横山台2-24-16	90	101	19
*むくどり第2	緑区大島11-147	180	157	27
松が枝	南区松が枝町10-14	110	104	24
たけの子	中央区小山2-5-9	110	104	13
二本松	緑区二本松2-30-30	120	138	19
*くぬぎ台	南区上鶴間3-23-18	119	110	21
*千代田	中央区千代田4-5-12	220	204	23
夜間保育所ドリーム	中央区淵野辺1-16-5	30	30	13
エンゼル	中央区相模原4-7-14	60	72	10
たけの子第2	中央区小山2-7-24	60	68	11
東橋本ひまわり	緑区東橋本4-14-36	120	123	15
*たけのうち	中央区東淵野辺4-25-3	165	168	33
モモ	南区鶴野森1-21-4	90	92	23

星の子	緑区相原2-14-7	90	111	18
*ひかり	中央区鹿沼台2-12-15	90	87	16
ひよこ第2	中央区上溝1887-1	80	90	20
橋本りんご	緑区橋本1-12-25	190	201	33
マシュマロ	南区相模台2-26-4	50	59	15
南大野太陽	南区豊町10-5	180	177	28
南橋本みたけ	中央区南橋本3-4-21	90	107	27
むくどり風の丘	緑区下九沢1558-14	90	90	18
ののはな文京	南区文京1-6-5	150	176	26
星の子第2	緑区橋本8-27-23	45	48	11
ひよこ第3	南区豊町1-29	90	105	21
古淵	南区古淵3-1-8	160	164	22
ピノ	南区古淵1-8-1	80	80	22
さいわい	南区相模大野9-15-36	90	109	29
ナガサキ	南区南台1-4-20	60	53	16
西橋本みたけ	緑区西橋本2-20-12	60	71	20
レイモンド橋本	緑区橋本3-13-1 パークスクウェア1階	50	49	12
東林間ジュニアクラブ	南区上鶴間6-6-23	45	53	11
ひまわり第2	緑区橋本4-18-19	90	100	14
大野村いつきの	南区大野台3-15-48	70	77	15
アリス	南区上鶴間本町7-9-34	70	76	17
こどもきらきら	緑区下九沢1520-1	60	74	16
*RISSHO KID'S かりり	南区相模大野4-5-5D棟2階	90	91	19
YMCA オベリン	中央区淵野辺3-5-41 桜美林大学国際寮2階	60	63	14
若松	南区若松2-3-7	60	67	11
げんきっず	緑区橋本8-4-4	90	77	11
ふじSunSun	南区上鶴間本町6-4-11	90	103	22
みんなのとおぼ	緑区東橋本1-19-12	80	83	16
第二ふたば	中央区南橋本1-2-17	60	70	12
小さき花	緑区大島1848-5	60	58	12
相生	中央区相生2-17-3	70	69	15
あさみどり	南区東林間2-22-6	60	43	14
民間合計		6,988	7,131	1,311

保育所の推移

(各年4月1日現在)

区分	年度	保育所数	定員	入所児童数				職員数			
				0歳	1~2歳	3歳以上	計	園長	保育士	調理	その他
公立	H24	25	2,540	114	798	1,657	2,569	25	325	46	—
	H25	25	2,540	81	797	1,636	2,514	25	309	43	—
	H26	25	2,600	118	802	1,664	2,584	25	320	46	—
民間	H24	57	6,233	531	2,221	3,678	6,430	57	980	37	127
	H25	62	6,723	532	2,354	3,893	6,779	62	1,018	40	129
	H26	64	6,988	575	2,421	4,135	7,131	64	1,073	40	134

(2) 受け入れ年齢(乳児保育)

平成26年度は次のとおり、83園で乳児保育を実施している。

- ・生後6週 1園 ・生後8週 76園 ・生後3ヶ月 2園 ・生後4ヶ月 2園
- ・生後10ヶ月 2園

(3) 開所時間(平成26年度)

保育時間は、1日に8時間を原則としているが、市内の保育所(89園)は次のとおりである。

- ・7:00~18:00 82園 11:00~22:00 1園 8:00~18:00 6園

(4) 延長保育(平成26年度)

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の延長に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施している。

- ・1時間延長 65園 ・2時間延長 22園 ・3時間延長 1園

※夜間保育所ドリームは開所時間前に3時間延長、開所時間後に2時間延長を実施しているため、2時間延長実施園数、3時間延長実施園数にそれぞれ加算。

(5) 休日保育

日曜日、国民の祝日等に保育が必要な児童を対象に平成13年度より休日保育を実施している。平成26年度は民間保育園2園で実施している。

(6) 支援保育(旧障害児(統合)保育)

保育所での集団生活において、支援を必要とする子どもたちの成長と発達を目的とし、一人ひとりの子どもたちの発達の状況にあわせた統合保育を実施している。(障害児保育推進事業は平成23年度をもって廃止した。)

支援保育対象児童数・障害児入所児童数 (各年4月1日現在)

年度	H24	H24	H25	H26
児童数	109	94	256	261

*H23, 24年度の数値は障害児入所児童数、H25, 26年度は支援保育対象児童数

(7) 特定保育・一時預かり

保護者の就労、就学などの理由で家庭での保育が困難となった場合にお子さんをお預かりする特定保育、保護者の通院、冠婚葬祭などの理由で緊急的に家庭での保育が困難となった場合に一時的にお子さんをお預かりする一時預かりを行っている。

- ・実施保育所(平成26年度) 特定保育 民間:58園 公立:8園
- 一時預かり 民間:56園 公立:9園

(8) 子育て広場事業

保育所が専門的機能を活用して地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。平成25年度は、民間61園、公立15園で実施した。

◎民間保育所分

区 分	単価(千円)	園数	金額(千円)
子育て広場事業	1,300	61園	79,300
合 計	—	61園	79,300

◎公立保育所分

区 分	単価(千円)	園数	金額(千円)
子育て広場事業	—	15園	750
	100	—	100
合 計	—	15園	850

2 児童保育施設

地域における児童の福祉の増進に寄与するため、保育所に準じる施設として保育を実施している。

(平成26年4月1日現在)

児童保育園名	所在地	定員	児童数	職員数
青 根	緑区青根 1287	20	0	0
鳥 屋	緑区鳥屋 1365	50	14	2
合 計		70	14	2

3 民間保育所等に対する入所児童委託(認可施設)

市内民間保育所及び管外の認可保育所へ市内児童の委託に伴い、入所児童委託料(運営費及び保育所運営委託料等)を支出している。

(1) 運営費

入所児童への保育の実施に対し、最低基準を維持するために要する費用を運営費として支弁している。

・平成25年度運営費 6,570,548千円 (対象入所児童数 延82,962人)

市内私立 81,865人 市外公立 256人 市外私立 841人

平成25年度保育所入所児童委託料財源内訳

財 源		決算額(千円)	割合(%)
内 訳	国庫負担金	2,033,934	31.0
	市保育料(保護者負担額)	1,882,022	28.6
	一般財源	2,654,592	40.4
合 計		6,570,548	100.0

(2) 保育所運営委託料等

入所児童や職員の処遇向上を図るため、各種事業に要する費用を委託料等として支出している。

平成25年度委託料等

事業名	決算額(千円)
保育所運営助成	1,731,367
支援保育推進事業委託	154,341
開所時間延長推進事業委託	282,651
合 計	2,168,359

4 民間保育所に対する助成(認可施設)

(1) 借入償還金補助金

民間保育所の建設費に対し、独立行政法人福祉医療機構、神奈川県社会福祉協議会及び相模原市社会福祉協議会から借り入れた場合に当該借入金の償還に要する費用の一部補助をしている。

・平成25年度補助金 73,044千円 (23施設)

(2) 施設整備費補助金

民間保育所における保育環境の向上と充実を図るため、施設整備に要する費用の一部を補助している。

・平成25年度補助金 319,677千円 (11施設 内3施設はH25, H26 継続事業)

(3) 分園施設等賃借料補助金

保育所分園の設置運営について、運営経費の一部及び施設賃借料を補助している。

- ・平成 25 年度補助金 51,148 千円(9 施設)

5 コミュニティ保育

地域、家庭への子育て支援を進めるため、保育を通して親子の交流活動を行うコミュニティ保育グループに助成する。

- ・平成 25 年度コミュニティ保育推進事業補助金 3,072 千円(32 グループ)

6 家庭的保育事業

(1) 目的

保育所に入所できない児童を対象に、児童福祉法第 24 条ただし書の規定による家庭的保育事業を実施することを目的として、家庭的保育者に対して委託料を支払うほか、必要な支援体制を構築する。

(2) 事業内容

生後 8 週から 3 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの児童を対象に、市の認定を受けた「家庭的保育者」が自宅等において、「家庭的保育補助員」とともに、児童 3 人を保育する。

家庭的保育者の行う保育を支援するため、市の非常勤特別職として「家庭的保育支援員」を配置し、家庭的保育者に対する専門的な指導助言、関係機関との連絡調整を行う。

また、近くの公立保育所を「連携保育所」として指定し、家庭的保育者等が急病などで保育ができない場合における代替保育や集団保育の場の提供などにより、家庭的保育者を支援する。

- ・対象児童

生後 8 週から 3 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの保育に欠ける児童(市内在住に限る。)

- ・家庭的保育者の要件

保育士資格を有し、児童福祉施設での乳幼児保育経験を有する者であること、

65 歳未満の者であること、心身ともに健全で、乳幼児の保育に専念できる者であること など

(3) 家庭的保育者数

平成 25 年度 5 人 平成 25 年度決算額 36,803 千円

7 認定保育室助成金

保育需要の増大に伴い、認定保育室(平成 15 年 4 月から「相模原市認定保育施設」を「相模原市認定保育室」に名称を改称)に入所している要保育児童に対し、適切な保育が図られるよう昭和 50 年度から助成を行っている。

平成 25 年度の助成内容は次のとおり。

助成内容

費 目	内 容
基本保育助成費	0 歳児 1 人当たり月額 56,000 円×各月初日在籍児童数 1・2 歳児 1 人当たり月額 30,000 円×各月初日在籍児童数 3 歳以上児 1 人当たり月額 11,000 円×各月初日在籍児童数
保育環境改善費	月額 8,000 円×各月対象常勤職員数
嘱託医手当助成費	17,900~22,020 円/人・月
保険料助成費	施設賠償責任保険 200 円/人・年 傷害保険 2,900 円/人・年 嘱託医傷害保険 5,800 円/年
保育料負担軽減助成費	0・1 歳児 19,000 円/人・月 2 歳以上児 17,000 円/人・月
兄弟入所助成費	第 2 子 0・1 歳児 19,000 円/人・月 2 歳以上児 17,000 円/人・月 第 3 子以降 3 歳未満児 23,000 円/人・月 3 歳以上児 19,000 円/人・月

助成内容(つづき)

費 目	内 容
支援保育対象児童保育費	各月初日に在籍する支援保育対象児童1人につき 月額10,000円
延長保育費	1時間につき 月額19,000円/施設(3時間限度)

認定保育室の状況と助成状況

年 度	施設数	入所児童数 (各年4月1日)	助成状況	
			助成対象延べ児童数	助成金額(円)
H23	47(7)	1055(23)	14,214(270)	638,711,920
H24	46(6)	1126(20)	15,083(239)	688,858,340
H25	50(6)	1197(13)	15,973(194)	746,649,380

※ () 内は市外助成施設分を再掲

8 認可外保育施設支援事業

認可外保育施設に入所している児童についても処遇向上を図る必要があることから、健康や安全・衛生面での適切な保育水準を確保するために必要経費の一部を助成する。(平成17年度から実施)

・平成25年度事業費 519,200円

区 分	助成限度額	対象人員 (延数)	対象施設数	負担割合
入所児童健康診断受診料	1人1回当たり4,000円	256	18	市2/3 事業主 1/3
調理・調乳担当職員 保菌検査料	月額500円×4ヶ月 サルモネラ・赤痢・O-157 ----- 月額300円×8ヶ月 サルモネラ・赤痢菌	418	18	
施設賠償責任保険料	施設の負担する損害賠償金 を対象とした保険料	—	16	

9 保育園入所児童災害見舞金

市児童生徒災害見舞金条例に基づき、保育所において保育している児童の保育中における負傷等の災害発生に対し、見舞金を支給する。 ・平成25年度支給状況 3件

見舞金の内容

項 目	説 明
医療見舞金	医療機関に5日以内の入院は1万円、6日以上入院した場合は180日を限度に1日につき2,000円。
障害見舞金	医療見舞金の負傷又は疾病が治った場合において存する身体障害、10~200万円まで14級に分かれている。
死亡見舞金	児童が死亡した場合、200万円。
特別見舞金	災害のうち市長又は教育委員会が特に必要と認めた場合、20万円以内。
歯科見舞金	歯一本につき50,000円。

幼 稚 園

1 幼稚園児(私立)

(各年5月1日現在)

年	園数	3歳	4歳	5歳	計
H23	50	2,873	4,064	4,023	10,960
H24	50	2,970	4,188	4,109	11,267
H25	50	3,052	3,956	4,197	11,205

2 私立幼稚園就園奨励補助金

私立幼稚園に就園する園児の保育料等の減免を行う設置者に対し補助金を交付することにより、幼児の就園を奨励し幼稚園教育の振興を図ることを目的とし、昭和47年度から実施している。

・対象となる家庭及び条件(平成26年度分)

ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日現在、相模原市に住民登録を有し、かつ相模原市内に住んでいること。

イ 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに満3歳から小学校始期までの児童が、私立幼稚園(市外にある幼稚園を含む)に就園していること。

平成25年度幼稚園就園奨励補助事業実績

【国庫補助分】(市民税所得税額については、子ども2人の場合の金額)

補助の範囲及び 1人当たり補助限度額	人 員 (人)					補助額(円)
	満3歳	3歳	4歳	5歳	計	
生活保護世帯 229,200円～308,000円	0	1	1	3	5	1,081,900
市民税非課税世帯及び 市民税所得割非課税世帯 199,200円～308,000円	4	138	255	260	657	136,679,200
市民税所得割額77,100円以下の世帯 115,200円～308,000円	4	217	373	415	1,009	142,181,300
市民税所得割額211,200円以下の世帯 62,200円～308,000円	17	1,787	2,262	2,276	6,342	557,624,300
上記区分以外の世帯全員 0円～308,000円	0	1	0	1	2	357,800
計	25	2,144	2,891	2,955	8,015	837,924,500

【市単独分】

補助の範囲及び 1人当たり補助限度額	人 員 (人)					補助額(円)
	満3歳	3歳	4歳	5歳	計	
全世帯 22,000円～36,000円	34	3,014	3,828	4,084	10,960	238,719,000

3 私立幼稚園教育振興事業補助

市内の認可私立幼稚園に対し、幼稚園教育の振興及び教育条件の維持改善を図るため、昭和 59 年度から補助を実施している。

平成 25 年度実績

園 数	園 児 数	学 級 数	補 助 額
50 園	11,205 人	450 学級	57,976 千円

4 市内幼稚園一覧表

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

幼稚園名	所在地	幼稚園名	所在地
新 町	緑区相原1-20-5	た け の う ち	中央区東淵野辺4-23-20
相 模 野	緑区二本松3-9-12	大 野 文 化	南区大野台5-1-11
大 島	緑区大島202-1	相 模 ひ ま わ り	南区東大沼2-7-6
大 沢 第 二	緑区大島1304-2	相 模 す ぎ の こ	南区古淵3-26-19
大 沢	緑区上九沢267	う の も り	南区鶉野森2-11-1
橋 本	緑区橋本6-14-1	誠 心 第 一	南区西大沼5-13-17
相 模 原 み ど り	緑区東橋本2-32-22	相模女子大学幼稚部	南区文京2-1-1
あ か ね	中央区下九沢964	谷 口	南区上鶴間本町4-33-49
小 山 白 ゆ り	中央区宮下本町3-4-12	南 大 野	南区上鶴間1-3-1
清 心	中央区清新3-14-16	相 模 林 間	南区上鶴間4-2-1
て る て	緑区下九沢441-1	中 和 田	南区上鶴間本町8-54-10
田 名	中央区水郷田名1-16-3	林 間 の ぞ み	南区東林間6-5-2
上 田 名	中央区田名5266-1	相 模 翠 ケ 丘	南区相南2-25-65
よ こ や ま	中央区横山台2-10-8	豊 泉	南区相模台2-9-4
鳩 川	中央区上溝3-16-15	相 武 台 中 央	南区相武台団地2-3-6
み ず ほ	中央区上溝7-31-4	つ く し の	南区新磯野3-22-16
け や き の 子	中央区上溝382-3	誠 心 第 二	南区相模台6-30-12
星 が 丘	中央区星が丘3-5-10	さ が み ひ か り	南区麻溝台5-11-6
中 央	中央区光が丘2-24-1	ば ら の 花	緑区中野 1366
相模原高校付属光明	南区当麻870-6	津 久 井 ケ 丘	緑区長竹 838-1
誠 心 相 陽	南区磯部1648	内 郷	緑区寸沢嵐 980-4
虹 ケ 丘	中央区陽光台6-3-2	太 陽 の 子	緑区原宿南 3-6-10
弥 生	中央区富士見3-12-19	城 山 わ か ば	緑区若葉台 6-5-14
相 模 栄 光	中央区矢部3-11-13	相 模 湖 (市 立)	緑区与瀬 886-7
相 模 白 ゆ り	中央区矢部4-1-20	城 山 (市 立)	緑区町屋 1-18-52
相 模 つ ば さ	中央区淵野辺2-22-7	ふ じ の (市 立)	緑区吉野 1030-12
淵 野 辺 ひ ば り	中央区淵野辺4-31-7	合 計	私立 50 園・市立 3 園

児 童 相 談 所

1 児童相談所の設置

政令指定都市への移行に伴い、児童福祉の第一線の専門機関であり、子どもの問題に対して一貫した相談援助活動を行う行政機関である児童相談所を設置し、平成26年4月に一時保護所を開設した。

所在地：中央区淵野辺2丁目7番2号

2 主な機能

- (1) 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識・技術を必要とするケースに対する相談援助活動の実施
- (2) 市民に身近な窓口となる各区のこども家庭相談課への支援
- (3) 一時保護、里親委託、児童福祉施設への入所が必要なケースへの対応

3 主な業務

(1) 養護相談

保護者の家出、離婚、入院等による家庭での養育が困難な子どもに関する相談や児童虐待など環境的問題を有する子どもに関する相談

- ・平成25年度 養護相談件数（児童虐待を除く。） 82件
- 児童虐待把握人数 730人

(2) 障害相談

肢体不自由、知的障害、重症心身障害等の子どもの障害に関する相談

- ・平成25年度 障害相談件数 850件

(3) 非行相談

家出、暴力、窃盗、傷害等の子どもの非行に関する相談

- ・平成25年度 非行相談件数 93件

(4) 育成相談

性格行動、不登校、適性、育児・しつけに関する相談

- ・平成25年度 育成相談件数 242件

